個人情報等の安全確保等に関する特約条項(請書)

個人情報等の安全確保等に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第１条　善良なる管理者の注意をもって委託（役務提供）業務を行う。

（漏えい等の防止）

第２条　個人情報等の漏えい等防止のため、適切な措置を講ずる。

（秘密の保全）

第３条　この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用しない。

（再委託）

第４条　委託（役務提供）業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ書面により貴官の承認を受ける。

（個人情報等の目的外利用等の禁止）

第５条　委託（役務提供）業務に係る個人情報等を他の目的で使用しない。また、当該情報を第三者に閲覧又は提供しない。

（個人情報等の持ち出し）

第６条　この契約の履行に必要な場合を除き、当方の事業所等から個人情報を持ち出さない。

（委託（役務提供）業務終了時の個人情報等の返却、廃棄）

第７条　この契約の履行が終了した場合は、個人情報等を返却又は廃棄する。

（個人情報等の取扱者の通知）

第８条　この契約の履行に際し、個人情報等を取扱う従業員を明確にし、貴官に通知する。

（個人情報等の複製）

第９条　個人情報等を複製する場合は、あらかじめ書面により貴官の承認を受ける。

（個人情報等の管理）

第１０条　従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等、個人情報等の管理について、定期的に検査を行う。また、貴官が特に必要と認めた場合は、当方に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は当方の事業所等の関係場所への立入調査に応じる。

（その他）

第１１条　委託（役務提供）業務に係る個人情報等に関する事故等が発生

した場合は、速やかに、その内容を貴官に報告する。